CWPJ 事務局会役員総則

＜１条＞　　役職

事務局役員はインターナショナルリーダー、共同代表、副共同代表、首都圏リーダー、副首都圏リーダーおよび各都道府県チーム、支部長、副支部長、チームリーダー、サブチームリーダーとする。

任期

（１）　共同代表の任期は原則として２年とする。高校３年生過程の終了もしくは高等専門学校３年生過程、１２年生を終了する場合は任期内であった場合は、次の代に選挙で引き継がなくてはならない。

（２）　共同代表、副代表が欠員した場合は１７日以内に補充選挙を行う。

＜２条＞　　支部統括

支部統括担当はインターナショナルリーダー、共同代表を筆頭とし場合により副代表などに補佐を委任することもあり得る。

＜３条＞　選挙管理委員会

運営

（１）　選挙管理委員会は理事会から一名、事務局から一名、メンバーから一名で構成する。

任命・任期

（１）　理事会内、事務局内、メンバーそれぞれ、くじにて委員を決める。くじは理事長が公平性を考慮した上でひくものとする。

（２）　連続して委員になることにはできない。

（３）　いずれの選挙においても、立候補者はくじ引きに参加できない

平成 26 年 12 月 23 日迄の特別選挙

（１）　外部に委託して行う

（２）　外部に委託して行う選挙はインターネット上で秘匿性が保証されているものを使用して行わなくてはならない。

（３）　外部は事務局、メンバー、理事会のいずれにも所属していてはいけない。

（４）　活動を開始して５０日以上経過している３０人以上の賛同を得た外部の人間によって行われる。

（５）　告示を一週間前に行わなくてはならない。

（６）　投票日は 16 時間以上投票可能な時間をつくらなくてはならない。

（７）　開票は投票終了後迅速に行わなくてはならない。

（８）　投票方法と無効票の基準については告示日に選挙管理委員会から発表しなくてはならない。

（９）　選挙結果の有効性は有効投票数の 7 割以上を獲得した場合に限る。

＜４条＞　　委任

（１）　いずれの会議においても委任をするものは、会議開始２４時間前までに委任状を議長に提出しなくてはならない。

（２）　事務局役員は事務局役員もしくは議長にのみ委任ができる

（３）　理事会役員は理事会役員もしくは議長にのみ委任ができる

（４） 事務局、理事会のいずれにも属していないメンバーはいずれのメンバーにも議長にも委任ができる。
（５） 委任状は指定された様式で提出しなくてはならない。
（６） 指定された様式には名前、役職、市町村までの住所、委任先、及び出欠席の理由、サインまたは印鑑、委任状を提出する日の日付が必要となる。

＜５条＞　　役員就任資格

共同代表および副代表となれる者
（１）　事務局もしくは支部、チームでの活動を開始してから 50 日が経過したもののなかから 5 人以上が推薦し、活動を開始してから５ヶ月以上活動を行ったメンバーのなかから公平な選挙に基づき選ばれ、理事会において承認された者。

インターナショナルリーダー
（１） 共同代表及び理事会の十分な審査を通過したもの。
（２） インターナショナルリーダーは活動を開始してから３０日が経過していなくてはならない
（３） インターナショナルリーダーは海外を統括する義務を負う。

チームリーダー・支部長となれる者
（４） 共同代表及び理事会の十分な審査を通過したもの。

首都圏リーダー、副首都圏リーダーとなれる者
（１） 首都圏に在住、在学の者。
（２） 首都圏での活動が通算して 30 日を超えたもの。
（３） 首都圏で 30 日以上通算して活動を行ったメンバーからの推薦により、インターナショナルリーダー、共同代表及び理事会が承認した者。
（４） 首都圏リーダーおよび、副首都圏リーダーは首都圏を統括する義務を負う。
（５） 首都圏とは、東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨を指す。

以下の者は事務局役員に就任できない。
（１）　理事会役員の職にある者。ただし決定に従い派遣された場合にはこの
限りではない。
（２）　事務局役員を除名され１年を経過しない者。

＜６条＞　　目的
事務局役員は活動現場における運営、活動の推進、事務局および支部等の人事、
総合管理を主な業務とする。

＜７条＞　　責任
事務局役員は理事会の決定した事項の執行、推進と円滑な運営および社会貢
献に対し責任を負う。

＜８条＞　　社会問題解決の促進

事務局役員はメンバーのモチベーション維持のためにも、国内外を問わず、環境問題や時事問題に対して意識をしながら活動を行うことを促進する。

＜９条＞　　定例事務局会議および緊急事務局会議

共同代表/理事以上による定例会議

（1）　原則、2 週間に１回以上おこなうものとする。

（2）共同代表、理事長を含む３名以上が出席しなくてはならない。出席が困難な場合は委任状により議長に委任、もしくは当日の出席者に議決権を委任することができる。

（3）議長は理事長がつとめる

（4）書記は申し合わせの上、議長により指名する。

定例支部・チーム会議（リーダーズミーティング）

国内外の支部・サブチームリーダー以上による定例会議

（1）　原則、一か月に１回以上おこなうものとする。

（2）　支部長もしくはチームリーダーが参加できない場合は委任状により、支部・チーム内のものに出席を委任することができる。委任が困難な場合は定例会議 3 日前までに、共同代表以上 3 名のうち最低１人に共有事項等を書類にて送付することが義務付けられる。

（3）　インターナショナルリーダー、首都圏代表及び共同代表のうち３名以上が参加しなければならない。出席が困難な場合は委任状により議長に委任、もしくは当日の出席者に議決権を委任することができる。

（4）　理事会から理事長を含む２名以上の理事が参加しなくてはならない。出席が困難な場合は委任状により議長に委任、もしくは当日の出席者に議決権を委任することができる。

（5）　議長は理事会、共同代表内でローテションにて決定する。

（6）　議長の進行に異議申立てがある場合は、参加者の過半数以上の賛同を得た場合議長を交代することができる。

（7）　書記は申し合わせの上、議長により指名する。

緊急事務局会議

（1）　必要と認められる場合において事務局役員と理事会から招集し開催する。

（2）　共同代表、インターナショナル代表をあわせ 2 名以上、理事会からは理事長を含めた理事２名以上が参加しなくてはならない。共同代表、インターナショナル代表があわせて 2 名以上出席できない場合は委任状により、委任し開催することが可能である。

＜１０条＞　　総会

総会

（1）　　円滑な運営に必要とされる範囲で理事と事務局長双方

が招集し開催する。

（2）　　総会での議決権はメンバー登録をした翌日から数えて３０日が経過したもの

（3）　　理事２名以上が参加しなければならない。

（4）　　議長は副リーダー以上が総会参加者のうち総会での議決権をもつもののなかから、選挙で選ばれるものとする。

（５）　総会副議長は共同代表が就任する。ただし、共同代表が参加
できない場合、理事が代理で就任できるものとする。その際は総会参加者のうちメンバー登録が済んでいるもののなかから選挙で選ばれるものとする。

（６）　総会は事務局役員の委任状を含めた７割以上の参加及び、１０人以上の事務局役員を除いたメンバーが参加しなくてはならない。

（７）総会を開催するにあたって、主催者である事務局及び理事会はできるかぎりのメンバーが参加する環境作りに努めなくてはならない。

（８）総会の決議は議長により採決を行い、質問や異議があった場合は挙手にて発言許可を議長より承諾された場合に発言をすることができ、採決にうつる際に異議申し立てがない場合は採決をとることができる。

（９）議決は７割以上の賛成で効力をもつ

（１０）　議長の警告に従わず、議事進行を妨げる行動をとったものは議長の決定により退場となる。

＜１１条＞　休職または、退任

事務局役員を休職または、退任する者は、次の手続きを以ってその処理を行うものとする。

（１）　休職および退任を希望する役員は、休職・退任の３０日前までに休職届
または退任届を共同代表もしくは理事に提出しなければならない。

（２）　休職は、最大 10 ヶ月とする。

＜１２条＞　除名

事務局役員が総則違反、不信任案提出、刑罰法規に抵触する行為を行った
場合、事実確認調査を行い緊急理事会会議で弁解機会を与え、決議が
過半数と、理事長の合意及び議決時の出席理事２名以上、賛成したとき除名することがで
きる。

＜１３条＞免責

活動中および移動中についていかなる事故も自己責任とし、事務局役員
に法律上、一切責任および請求をなさないものとする。

＜１４条＞条約改正

事務局役員及び理事会役員が委任状を含め７割以上が参加する会議において７割以上が賛成し決議された後、改正することができる。尚、総会において一年に一度条約の更新を行う。その際には委任状を含め７割以上のメンバーの賛成により改正することができる。

＜１５条＞細則

（１）この総則の定めに無い事項については理事会により別途協議の上、定めるも
のとする。

（２）理事会で定めた細則は、決議された後、２日以内に事務局役員に報告する義務を負う。

（３）細則は総会、事務局役員会議にて異議申立てや改正の手続きをとることができる。

＜１６条＞施行

本規則は、平成 26 年 11 月 2 日から施行する。